

## 参考資料

(英語教育の在り方に関する有識者会議  
指導体制に関する小委員会 第3回)

### 【目 次】

- 1 観点別学習状況の評価と学習達成目標との関係 (案) . . . . . 1
- 2 義務教育諸学校教科用図書検定基準 (抜粋) . . . . . 2
- 3 高等学校教科用図書検定基準 (抜粋) . . . . . 6
- 4 小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業 . . . . . 10
- 5 課程認定制度の概要 . . . . . 21
- 6 教員免許状取得に係る教職・教科科目の概要 . . . . . 22
- 7 免許法認定講習等について . . . . . 25
- 8 特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針 (概要) . . . . . 26
- 9 小学校における指導体制に関する現状・提言 . . . . . 27  
—東アジア諸国の経験を踏まえて—  
(バトラー後藤裕子先生発表資料から作成)

# 観点別学習状況の評価と学習到達目標との関係（案）

## 学習到達目標

各学校において、「CAN-DOリスト」の形で学習到達目標を設定することにより、これを観点別学習状況の評価における「外国語表現の能力」及び「外国語理解の能力」の観点の評価に生かすことが期待される。

**各学校は学習指導要領に基づき、単元ごとの学習到達目標を設定、目標に沿った指導及び評価を実施**

※ 学習指導要領の目標は①言語や文化に対する理解を深め、②積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、③「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」などのコミュニケーション能力を養うこと

「英語を使って何ができるようになるか」という観点から、学習到達目標のうち、技能に関する目標を「CAN-DOリスト」の形で具体的に記述

## 観点別評価

指導と評価の一体化を通じて、学習指導の改善や児童生徒に応じたきめ細かな指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することが趣旨

コミュニケーション  
への関心・意欲・態度

外国語表現  
の能力

外国語理解  
の能力

言語や文化  
についての  
知識・理解

観点別学習状況の評価においては、「コミュニケーションへの関心・意欲・態度」及び「言語や文化についての知識・理解」の観点と併せて、学習指導要領に示す外国語科の目標に照らして、その実現状況の評価を着実に実施することが必要

CAN-DOリスト形式の目標は、観点別学習状況の評価のうち、「外国語表現の能力」と「外国語理解の能力」の評価について活用するのに適していると考えられる。その際、学習到達目標に対応した学習活動の特質等に応じて、多肢選択形式等の筆記テストのみならず、面接、エッセー、スピーチ等のパフォーマンス評価、活動の観察等、様々な評価方法の中からその場面における生徒の学習状況を的確に評価できる方法を選択することが重要。

観点別学習状況の評価における「関心・意欲・態度」は、「他の観点に係る資質や能力の定着に密接に関係する重要な要素である」とされ、4つの観点は、単元における学習と一体的に評価が行われることが必要。例えば、「外国語表現の能力」として「～できる」とする観点から評価を行う事項を、「関心・意欲・態度」の項目として「～しようとしている」という表現に置き換え、その単元における両面からの評価を行うことによって、生徒がコミュニケーションへの関心をもち、自ら課題に取り組もうとする意欲や態度を身に付けているかどうかを評価。

# (参考) 観点別学習状況の評価における外国語科の評価の観点

## 基本4観点

### ○関心・意欲・態度

各教科の学習に即した関心や意欲，学習への態度等を対象としたもの

### ○思考・判断・表現

「表現」については，基礎的・基本的な知識・技能を活用しつつ，各教科の内容に即して考えたり，判断したりしたことを，児童生徒の説明・論述・討論などの言語活動等を通じて評価することを意味している。  
つまり「表現」とは，(略)思考・判断した課程や結果を言語活動等を通じて児童生徒がどのように表出しているかを内容としている。

### ○技能

「技能・表現」については，例えば社会科では資料から情報を収集・選択して，読み取ったりする「技能」と，それらを用いて図表や作品などにまとめたりする際の「表現」とをまとめて「技能・表現」として評価してきた。  
今回の改訂で設定された「技能」については，これまで「技能・表現」として評価されていた「表現」をも含む観点として設定されることとなった。

### ○知識・理解

各教科において習得した知識や重要な概念を理解しているかどうかを内容としたもの

## 外国語科における4観点

### ○コミュニケーションへの関心・意欲・態度

コミュニケーションに関心を持ち，積極的に言語活動を行い，コミュニケーションを図ろうとする。

### ○外国語表現の能力

外国語で話したり書いたりして，自分の考えなどを表現している。

### ○外国語理解の能力

外国語を聞いたり読んだりして，話し手や書き手の意向などを理解している。

### ○言語や文化についての知識・理解

外国語の学習を通して，言語やその運用についての知識を身に付けているとともに，その背景にある文化などを理解している。

# 義務教育諸学校 教科用図書検定基準

(平成 21 年 3 月 4 日 文部科学省告示第 33 号) (抜粋)

## 第 1 章 総則

- (1) 本基準は、教科用図書検定規則第 3 条の規定に基づき、学校教育法に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において使用される義務教育諸学校教科用図書について、その検定のために必要な審査基準を定めることを目的とする。
- (2) 本基準による審査においては、その教科用図書が、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であることにかんがみ、知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間、公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民及び我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指す教育基本法に示す教育の目標並びに学校教育法及び学習指導要領に示す目標を達成するため、これらの目標に基づき、第 2 章及び第 3 章に掲げる各項目に照らし適切であるかどうかを審査するものとする。

### 【教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）（抄）】

(教育の目標)

第 2 条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

## 第 2 章 各教科共通の条件

### 1 基本的条件

(教育基本法及び学校教育法との関係)

- (1) 教育基本法第 1 条の教育の目的及び同法第 2 条に掲げる教育の目標に一致していること。また、同法第 5 条第 2 項の義務教育の目的及び学校教育法第 21 条に掲げる義務教育の目標並びに同法に定める各学校の目的及び教育の目標に一致していること。

(学習指導要領との関係)

- (2) 学習指導要領の総則に示す教育の方針や各教科の目標に一致していること。
- (3) 小学校学習指導要領（平成 20 年文部科学省告示第 27 号）又は中学校学習指導要領（平成 20 年文部科学省告示第 28 号）（以下「学習指導要領」という。）に示す教科及び学年、分野又は言語の「目標」（以下「学習指導要領に示す目標」という。）に従い、学習指導要領に示す学年、分野又は言語の「内容」（以下「学習指導要領に示す内容」という。）及び「内容の取扱い」（「指導計画の作成と内容の取扱い」を含む。以下「学習指導要領に示す内容の取扱い」という。）に示す事項を不足なく取り上げていること。
- (4) 本文、問題、説明文、注、資料、作品、挿絵、写真、図など教科用図書の内容（以下「図書の内容」という。）には、学習指導要領に示す目標、学習指導要領に示す内容及び学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして不必要なものは取り上げていないこと。  
（心身の発達段階への適応）
- (5) 図書の内容は、その使用される学年の児童又は生徒の心身の発達段階に適応しており、また、心身の健康や安全及び健全な情操の育成について必要な配慮を欠いているところはないこと。

## 2 選択・扱い及び構成・排列

（学習指導要領との関係）

- (1) 図書の内容の選択及び扱いには、学習指導要領の総則に示す教育の方針、学習指導要領に示す目標、学習指導要領に示す内容及び学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして不適切なところその他児童又は生徒が学習する上に支障を生ずるおそれのあるところはないこと。
- (2) 図書の内容に、学習指導要領に示す他の教科などの内容と矛盾するところはなく、話題や題材が他の教科などにわたる場合には、十分な配慮なく専門的な知識を扱っていないこと。
- (3) 学習指導要領の内容及び学習指導要領の内容の取扱いに示す事項が、学校教育法施行規則別表第 1 又は別表第 2 に定める授業時数に照らして図書の内容に適切に配分されていること。

（政治・宗教の扱い）

- (4) 政治や宗教の扱いは、教育基本法第 14 条（政治教育）及び第 15 条（宗教教育）の規定に照らして適切かつ公正であり、特定の政党や宗派又はその主義や信条に偏っていたり、それらを非難していたりするところはないこと。

（選択・扱いの公正）

- (5) 話題や題材の選択及び扱いは、児童又は生徒が学習内容を理解する上に支障を生ずるおそれがないよう、特定の事項、事象、分野などに偏ることなく、全体として調和がとれていること。
- (6) 図書の内容に、児童又は生徒が学習内容を理解する上に支障を生ずるおそれがないよう、特定の事柄を特別に強調し過ぎていたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。

（特定の企業、個人、団体の扱い）

- (7) 図書の内容に、特定の営利企業、商品などの宣伝や非難になるおそれのあるところはないこと。
- (8) 図書の内容に、特定の個人、団体などについて、その活動に対する政治的又は宗教的な援助や助長となるおそれのあるところはなく、また、その権利や利益を侵害するおそれのあるところはないこと。

（引用資料）

- (9) 引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料などは、信頼性のある適切なものが選ばれて

おり、その扱いは公正であること。

- (10) 引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料などについては、著作権法上必要な出所や著者名その他必要に応じて出典、年次など学習上必要な事項が示されていること。

(構成・排列)

- (11) 図書の内容は、全体として系統的、発展的に構成されており、網羅的、羅列的になっているところはなく、その組織及び相互の関連は適切であること。
- (12) 図書の内容のうち、説明文、注、資料などは、主たる記述と適切に関連付けて扱われていること。
- (13) 実験、観察、実習、調べる活動などに関するものについては、児童又は生徒が自ら当該活動を行うことができるよう適切な配慮がされていること。

(発展的な学習内容)

- (14) 1の(4)にかかわらず、児童又は生徒の理解や習熟の程度に応じ、学習内容を確実に身に付けることができるよう、学習指導要領に示す内容及び学習指導要領に示す内容の取扱いに示す事項を超えた事項(以下「発展的な学習内容」という。)を取り上げることができること。
- (15) 発展的な学習内容を取り上げる場合には、学習指導要領に示す内容や学習指導要領に示す内容の取扱いに示す事項との適切な関連の下、学習指導要領の総則に示す教育の方針、学習指導要領に示す目標や学習指導要領に示す内容の趣旨を逸脱せず、児童又は生徒の負担過重とならないものとし、その内容の選択及び扱いには、これらの趣旨に照らして不適切なところその他児童又は生徒が学習する上に支障を生ずるおそれのあるところはないこと。
- (16) 発展的な学習内容を取り上げる場合には、それ以外の内容と区別され、発展的な学習内容であることが明示されていること。

### 3 正確性及び表記・表現

- (1) 図書の内容に、誤りや不正確なところ、相互に矛盾しているところはないこと((2)の場合を除く。)
- (2) 図書の内容に、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字がないこと。
- (3) 図書の内容に、児童又は生徒がその意味を理解し難い表現や、誤解するおそれのある表現はないこと。
- (4) 漢字、仮名遣い、送り仮名、ローマ字つづり、用語、記号、計量単位などの表記は適切であって不統一はなく、別表に掲げる表記の基準によっていること。
- (5) 図、表、グラフ、地図などは、各教科に応じて、通常の約束、方法に従って記載されていること。

## 第3章 各教科固有の条件

(省略)

[外国語科]

### 1 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 各学年の教材は、「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」などのコミュニケー

ション能力を総合的に育成する上に適切な配慮がされているとともに、中学校学習指導要領第2章第9節の第2の3「指導計画の作成と内容の取扱い」の(2)に基づき、適切な配慮がされていること。

- (2) 中学校学習指導要領第2章第9節の第2「各言語の目標及び内容等」の2「内容」の(3)のエに示す「文法事項」については、言語活動と効果的に関連付けて取り上げること。

## 2 正確性及び表記・表現

- (1) 言語表現は、原則としてその外国語の現代慣用によっていること。

(省略)

# 高等学校 教科用図書検定基準

(平成 21 年 9 月 9 日 文部科学省告示第 166 号) (抜粋)

## 第 1 章 総則

- (1) 本基準は、教科用図書検定規則第 3 条の規定に基づき、学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部において使用される高等学校教科用図書について、その検定のために必要な審査基準を定めることを目的とする。
- (2) 本基準による審査においては、その教科用図書が、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる生徒用図書であることにかんがみ、知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間、公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民及び我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指す教育基本法に示す教育の目標並びに学校教育法及び学習指導要領に示す目標を達成するため、これらの目標に基づき、第 2 章及び第 3 章に掲げる各項目に照らして適切であるかどうかを審査するものとする。

### 【教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）（抄）】

(教育の目標)

第 2 条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

## 第 2 章 各教科共通の条件

### 1 基本的条件

(教育基本法及び学校教育法との関係)

- (1) 教育基本法第 1 条の教育の目的及び同法第 2 条に掲げる教育の目標に一致していること。また、学校教育法に定める各学校の目的及び教育の目標に一致していること。

(学習指導要領との関係)

- (2) 学習指導要領の総則に示す教育の方針や各教科の目標に一致していること。



- (3) 高等学校学習指導要領（平成 21 年文部科学省告示第 34 号。以下「学習指導要領」という。）に示す教科及び科目の「目標」（以下「学習指導要領に示す目標」という。）に従い、学習指導要領に示す科目の「内容」（以下「学習指導要領に示す内容」という。）及び「内容の取扱い」（「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」及び「各科目にわたる内容の取扱い」を含む。以下「学習指導要領に示す内容の取扱い」という。）に示す事項を不足なく取り上げていること。
- (4) 本文、問題、説明文、注、資料、作品、挿絵、写真、図など教科用図書の内容（以下「図書の内容」という。）には、学習指導要領に示す目標、学習指導要領に示す内容及び学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして不必要なものは取り上げていないこと。  
（心身の発達段階への適応）
- (5) 図書の内容は、生徒の心身の発達段階に適応しており、また、心身の健康や安全及び健全な情操の育成について必要な配慮を欠いていないところはないこと。

## 2 選択・扱い及び構成・排列

（学習指導要領との関係）

- (1) 図書の内容の選択及び扱いには、学習指導要領の総則に示す教育の方針、学習指導要領に示す目標、学習指導要領に示す内容及び学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして不適切なところその他生徒が学習する上に支障を生ずるおそれのあるところはないこと。
- (2) 話題や題材が他の教科及び科目にわたる場合には、十分な配慮なく専門的な知識を扱っていないこと。
- (3) 学習指導要領の内容及び学習指導要領の内容の取扱いに示す事項が、学習指導要領に示す標準単位数に対応する授業時数に照らして図書の内容に適切に配分されていること。

（政治・宗教の扱い）

- (4) 政治や宗教の扱いは、教育基本法第 14 条（政治教育）及び第 15 条（宗教教育）の規定に照らして適切かつ公正であり、特定の政党や宗派又はその主義や信条に偏っていたり、それらを非難していたりするところはないこと。

（選択・扱いの公正）

- (5) 話題や題材の選択及び扱いは、生徒が学習内容を理解する上に支障を生ずるおそれがないよう、特定の事項、事象、分野などに偏ることなく、全体として調和がとれていること。
- (6) 図書の内容に、生徒が学習内容を理解する上に支障を生ずるおそれがないよう、特定の事柄を特別に強調し過ぎていたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。

（特定の企業、個人、団体の扱い）

- (7) 図書の内容に、特定の営利企業、商品などの宣伝や非難になるおそれのあるところはないこと。
- (8) 図書の内容に、特定の個人、団体などについて、その活動に対する政治的又は宗教的な援助や助長となるおそれのあるところはなく、また、その権利や利益を侵害するおそれのあるところはないこと。

（引用資料）

- (9) 引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料などは、信頼性のある適切なものが選ばれており、その扱いは公正であること。

- (10) 引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料などについては、著作権法上必要な出所や著者名その他必要に応じて出典、年次など学習上必要な事項が示されていること。

(構成・排列)

- (11) 図書の内容は、全体として系統的、発展的に構成されており、網羅的、羅列的になっているところはなく、その組織及び相互の関連は適切であること。
- (12) 図書の内容のうち、説明文、注、資料などは、主たる記述と適切に関連付けて扱われていること。
- (13) 実験、観察、実習、調べる活動などに関するものについては、生徒が自ら当該活動を行うことができるよう適切な配慮がされていること。

(発展的な学習内容)

- (14) 1の(4)にかかわらず、生徒の理解や習熟の程度に応じ、学習内容を確実に身に付けることができるよう、学習指導要領に示す内容及び学習指導要領に示す内容の取扱いに示す事項を超えた事項(以下「発展的な学習内容」という。)を取り上げることができること。
- (15) 発展的な学習内容を取り上げる場合には、学習指導要領に示す内容や学習指導要領に示す内容の取扱いに示す事項との適切な関連の下、学習指導要領の総則に示す教育の方針、学習指導要領に示す目標や学習指導要領に示す内容の趣旨を逸脱せず、生徒の負担過重とならないものとし、その内容の選択及び扱いには、これらの趣旨に照らして不適切なところその他生徒が学習する上に支障を生ずるおそれのあるところはないこと。
- (16) 発展的な学習内容を取り上げる場合には、それ以外の内容と区別され、発展的な学習内容であることが明示されていること。

### 3 正確性及び表記・表現

- (1) 図書の内容に、誤りや不正確なところ、相互に矛盾しているところはないこと((2)の場合を除く。)
- (2) 図書の内容に、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字がないこと。
- (3) 図書の内容に、生徒がその意味を理解し難い表現や、誤解するおそれのある表現はないこと。
- (4) 漢字、仮名遣い、送り仮名、ローマ字つづり、用語、記号、計量単位などの表記は適切であって不統一はなく、別表に掲げる表記の基準によっていること。

## 第3章 各教科固有の条件

(省略)

[外国語科]

### 1 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 教材については、外国語を通じてコミュニケーション能力を総合的に育成する上に適切な配慮がされているとともに、学習指導要領第2章第8節第4款「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(1)に基づき、適切な配慮がされていること。
- (2) 外国語科の各科目においては、学習指導要領第2章第8節第3款の3のイに基づき、文法については、言語活動と効果的に関連付けて取り上げること。

- (3) 外国語科の各科目において、図書の内容と一体のものとして、視聴覚教材などが必要とされる場合は、相互に適切な関連が図られていること。

## 2 正確性及び表記・表現

- (1) 言語表現は、原則としてその外国語の現代慣用によっていること。

(省略)

# 小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業

【平成26年度予算額】  
573,473千円(外務省分を除く)

## (1) 英語教育強化地域拠点事業 (51,419千円)

- 小学校英語の教科化、中・高等学校の指導内容を発展させるなどの先進的な取組を支援
- 成果を今後の検討に反映  
※教職員定数の加配措置

## (2) 外国語活動・外国語教育の教材整備 (144,314千円)

- 小学校における英語教育強化のための補助教材の開発
- 小学校外国語活動教材Hi, friends! 作成・配布 等

## (4) 外部試験団体と連携した英語力調査事業 (116,325千円)

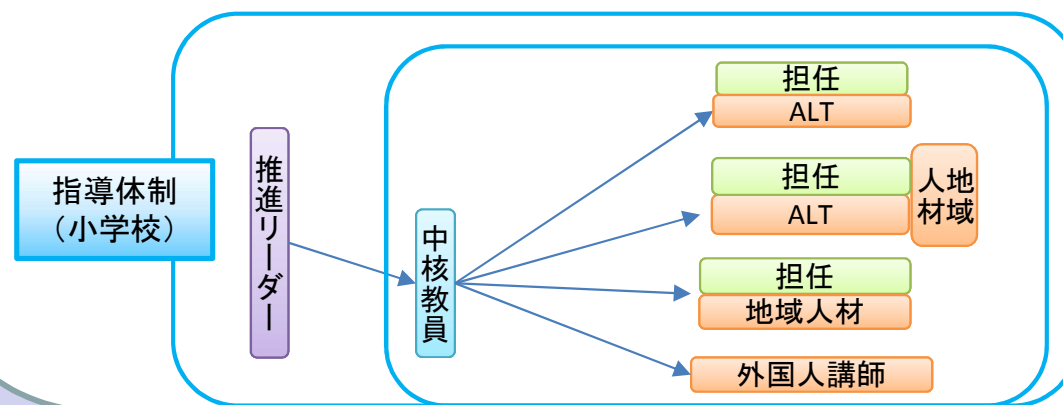
- 外部試験実施団体と連携し、高校の生徒の英語力を把握分析・検証するとともに、教員の指導改善に生かすことを目的とした調査を研究開発

## (6) 教員定数の配置改善

- 小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業のための教員定数の加配措置 94人 ((1) + (3) に対応)

## (3) 外部専門機関と連携した英語指導力向上事業 (261,415千円)(※外務省分を除く)

- 国が外部専門機関 (外国の公的機関等) と連携して以下を対象とした指導力向上事業を実施
  - ・ 小学校英語教育の推進リーダー
  - ・ 中・高等学校の英語教育推進リーダー
  - ・ 外国語指導助手 (ALT)
- 都道府県・政令指定都市教育委員会が外部専門機関 (外国の公的機関、大学等) と連携して指導力向上事業実施  
※域内の英語教育改善プランの策定、明確な目標設定及び目標管理  
【取組例】
  - ・ 国の指導力向上研修を修了した推進リーダーによる研修
  - ・ 域内の大学等との連携 等



## (5) 日本人若手英語教員米国派遣事業 (外務省との共管事業)

予算は外務省で計上 (149,427千円) ※教職員定数の加配措置

# 英語教育強化地域拠点事業

平成26年度予算額 51,419千円(新 規)

## 概要

日本再興戦略等において小学校における英語教育実施学年の早期化、教科化、指導体制の在り方や中学校における英語による英語授業実施等、初等中等教育を通じた系統的な英語教育について今年度から検討することとされている。これを踏まえ、先進的な取組を支援するとともに、その成果を今後の英語教育の在り方検討に生かす。

## 文部科学省

- ・研究開発課題の設定
- ・英語教育強化地域の選定・指定
- ・研究開発に関する各種経費支援
- ・定数加配
- ・収集すべき定量的データの検討
- ・英語教育強化地域における具体的な取組や評価の在り方について検討・実施
- ・連携協議会の開催
- ・その他、英語教育強化地域に対する支援・指導・助言 等

## 管理機関

(教育委員会、学校法人、国立大学法人)

協力

## 大学等

進捗管理 指導・助言

## 英語教育強化地域拠点

...それぞれの研究開発課題を実践

小中連携



小学校

中学校

高等学校

高大接続研究

助言・援助等

## ■研究開発課題(例)

- (1) 小学校英語教育の教科化
- (2) 小学校英語教育の指導体制
- (3) 中・高等学校の目標・内容の高度化

等

## ■検証すべきデータ(例)

- 英語運用能力に関する評価研究
- 英語学習に対する関心・意欲
- 他教科等への影響

等

平成26年度「英語教育強化地域拠点事業」研究校

18件  
102校採択

番号	申請件名	強化地域拠点校名
1	北海道(4)	北海道寿都高等学校・寿都町立寿都中学校・寿都町立寿都小学校・寿都町立潮路小学校
2	岩手県(5)	岩手県立紫波総合高等学校・紫波町立紫波第一中学校・紫波町立日詰小学校・紫波町立赤石小学校・紫波町立古館小学校
3	秋田県(3)	秋田県立由利高等学校・由利本荘市立由利中学校・由利本荘市立由利小学校
4	群馬県(15)	群馬県立渋川女子高等学校・前橋市立第一中学校・前橋市立桃井小学校・前橋市立城南小学校・前橋市立中央小学校
		群馬県立嬬恋高等学校・嬬恋村立嬬恋中学校・嬬恋村立西小学校・嬬恋村立田代小学校・嬬恋村立千俣小学校・嬬恋村立東部小学校
		群馬県立沼田女子高等学校・沼田市立沼田中学校・沼田市立沼田東小学校・沼田市立沼田北小学校
5	埼玉県(9)	埼玉県立宮代高等学校・宮代町立百間中学校・宮代町立東小学校・宮代町立笠原小学校
		埼玉県立鴻巣女子高等学校・鴻巣市立川里中学校・鴻巣市立屈巢小学校・鴻巣市立共和小学校・鴻巣市立広田小学校
6	千葉県(6)	千葉県立流山おおたかの森高等学校・千葉県立流山市立南流山中中学校・流山市立西初石中学校・流山市立南流山小学校・流山市立鱸ヶ崎小学校・流山市立西初石小学校
7	福井県(5)	福井県立勝山高等学校・勝山市立勝山中部中学校・勝山市立成器西小学校・勝山市立村岡小学校・勝山市立野向小学校
8	岐阜県(7)	岐阜県立長良高等学校・岐阜県立大垣西高等学校・岐阜市立長良中学校・大垣市立星和中学校・岐阜市立長良西小学校・大垣市立中川小学校・大垣市立小野小学校
9	兵庫県(6)	兵庫県立生野高等学校・朝来市立生野中学校・朝来市立朝来中学校・朝来市立生野小学校・朝来市立中川小学校・朝来市立山口小学校
10	奈良県(9)	奈良県立高取国際高等学校・奈良県立桜井高等学校・奈良市立平城西中学校・奈良市立右京小学校・奈良市立神功小学校・
		御所市立葛中学校・御所市立葛小学校・明日香村立聖徳中学校・明日香村立明日香小学校
11	鳥取県(3)	鳥取県立八頭高等学校・若桜町立若桜学園中学校・若桜町立若桜学園小学校
12	島根県(4)	島根県立三刀屋高等学校・雲南市立吉田中学校・雲南市立吉田小学校・雲南市立田井小学校
13	広島県(4)	広島県立賀茂高等学校・東広島市立松賀中学校・東広島市立東西条小学校・東広島市立御園宇小学校
14	徳島県(5)	徳島県立阿波西高等学校・阿波市立阿波中学校・阿波市立久勝小学校・阿波市立伊沢小学校・阿波市立林小学校
15	高知県(6)	高知県立高知西高等学校・南国市立香南中学校・南国市立日章小学校・南国市立大湊小学校・中土佐町立久礼中学校・中土佐町立久礼小学校
16	熊本市(5)	熊本市立必由館高等学校・熊本市立錦ヶ丘中学校・熊本市立尾ノ上小学校・熊本市立山ノ内小学校・熊本市立月出小学校
17	光華女子学園(3)	京都光華高等学校・京都光華中学校・光華小学校
18	京都教育大学(3)	国立大学法人京都教育大学附属高等学校・桃山中学校・桃山小学校



# 外部専門機関と連携した英語指導力向上事業

平成26年度予算額 261,415千円(新規)

新学習指導要領の  
全面実施(小:H23、  
中:H24、高:H25)

日本再興戦略(H25.6.14閣議決定)  
・英語教育の強化  
・小学校英語等に関する検討

教育再生実行会議第三次提言(H25.5.28)  
・小学校英語の抜本的拡充等について提言

第2期教育振興基本計画  
(H25.6.14閣議決定)  
求められる英語力の成果指標明示

○国が外部専門機関(外国の公的機関等)と連携して以下を対象とした指導力向上事業を実施

- ・小学校英語教育の推進リーダー 200名
- ・中・高等学校の英語教育推進リーダー 各100名
- ・外国語指導助手

○都道府県・政令指定都市教育委員会が外部専門機関(外国の公的機関、大学等)と連携して指導力向上事業を実施

※域内の英語教育改善プランの策定、明確な目標設定及び目標管理

【取組例】

- ・国の指導力向上研修を修了した推進リーダーによる研修
- ・域内の大学等との連携 ・海外(米国等)大学等からの講師招聘 等

今後5年間程度をかけ、小学校中核教員、中・高の英語教員の指導力向上を図る

グローバル化に対応できる人材の育成

## 英語指導力の向上

一定以上の  
英語力担保

資質能力の育成

養成

採用

現職研修

【求められる英語力】

英語担当教員 英検準1級程度以上  
 中学3年生 英検3級程度  
 高校3年生 英検準2級～2級程度

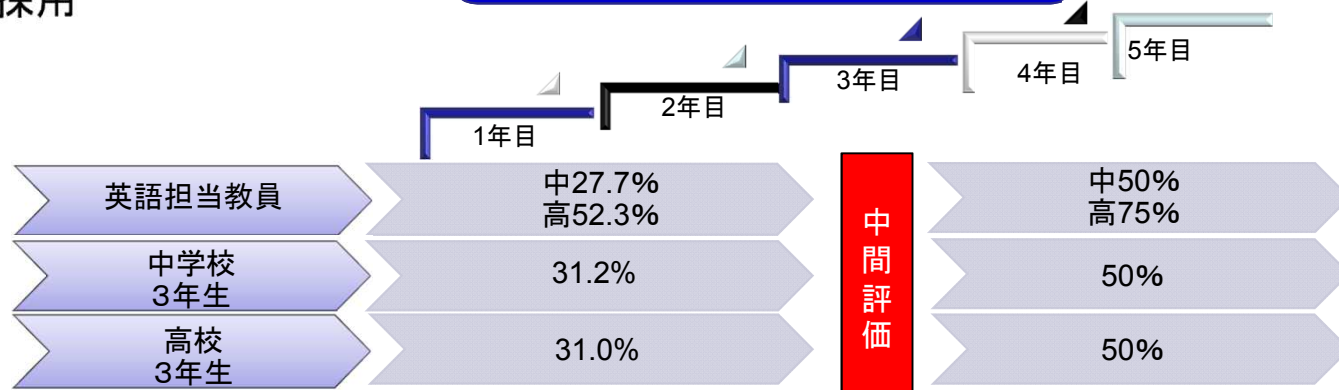
◆国及び都道府県による目標管理

【成果指標】 求められる英語力を有する教員、  
生徒の割合

■都道府県別に調査データを公表。

■都道府県は年次目標を設定。

継続的な評価により、PDCAサイクルを構築





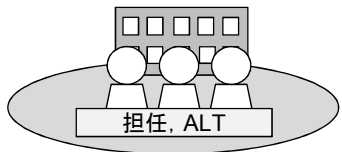
# 新たな英語教育の在り方実現のための体制整備

## 【指導体制の現状と今後(イメージ)】

### 現状

#### 各地域

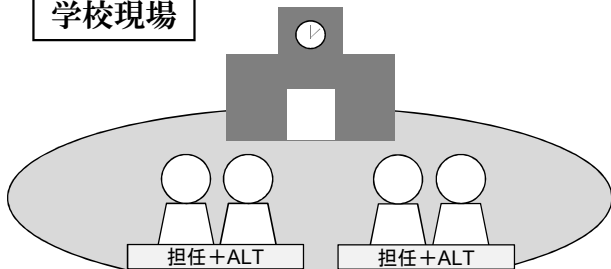
各地域の研修センター等



各地域において  
専門性向上研修,  
校内研修等を実施(県等)

#### 小学校

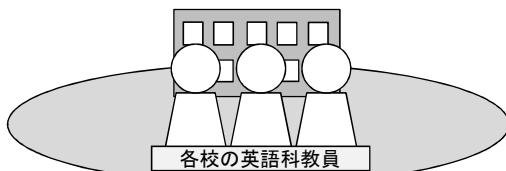
#### 学校現場



#### 各地域・学校現場

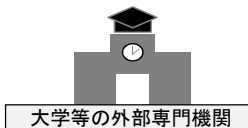
各地域において専門性向上研修,  
校内研修等を実施(県等)

各地域の研修センター等



#### 中・高等学校

#### 国

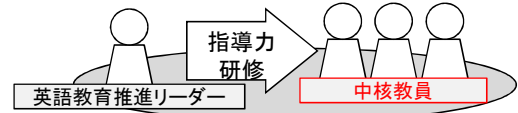


指導力  
研修

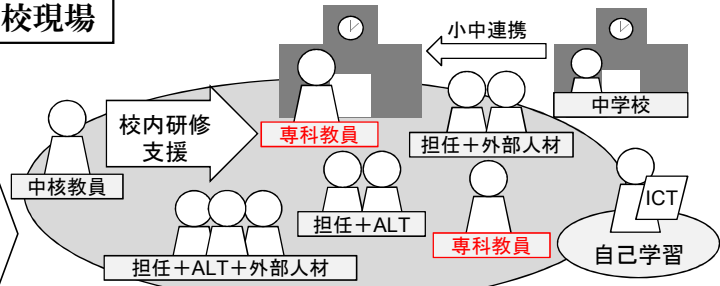


### 今後

#### 各地域



#### 学校現場



2014年度  
から  
指導体制  
整備を  
強力に推進

★これらの研修に加え、教員養成課程の改善充実により、英語指導力に優れた小学校教員を養成・輩出

**英語教育推進リーダーの配置**

- 英語教育推進リーダーの加配措置(国)
- 養成研修を実施(国)

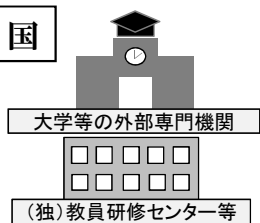
**中核教員の育成**(各学校に1名程度)

- 英語教育推進リーダーが講師となって研修を実施(国, 県)

**指導体制の整備**

- 中核教員が学級担任等の英語指導力向上研修を実施(自治体等)
- 専科教員も積極的に活用(県等)
- ALT等の外部人材の活用を促進(自治体等)
- ICT教材等を活用した自己学習の強化
- 先行実施のための教材等の開発(国)

#### 国



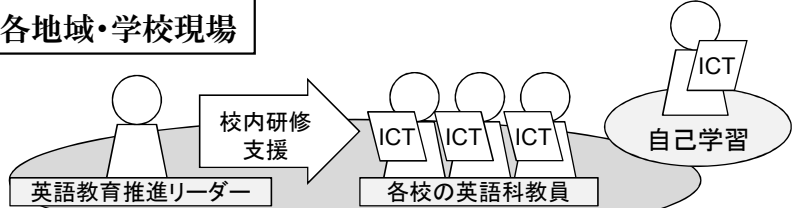
指導力  
研修



**英語教育推進リーダーの育成**

- 養成研修を実施(国)

#### 各地域・学校現場



**指導体制の整備**

- 英語教育推進リーダーが中・高等学校英語科教員の英語指導力向上研修を実施(県等)
- ICT教材等を活用した自己学習の強化
- 外部検定試験を活用し、県等ごとの教員の英語力の達成状況を定期的に検証

# 外部専門機関と連携した英語指導力向上事業の効果について(小学校)

「平成26年度は、5月より小・中・高等学校の英語教育推進リーダーの中央研修を順次実施中。現段階においては、授業を英語で行おうとしたり、各技能の能力を向上させるための指導を積極的に行おうとするなどの意欲の向上や英語力の向上が効果として見られる。

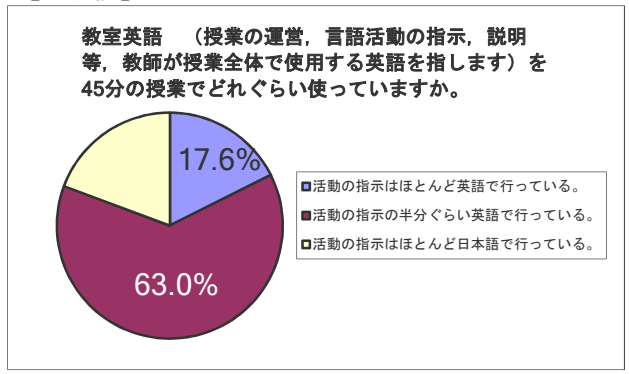
## 【現状】

- H26, 27年度は集合研修1(中央研修) → 授業実習 → 集合研修2(中央研修) → 研修実習(域内研修) → 検証を実施
  - ・26年度は各自治体から推薦のあった小・中・高等学校の英語教育推進リーダー約500名が中央研修に参加
  - ・27年度は地域の中核教員等に対する研修実習(14時間程度)を実施
- H28年度以降は新たな英語教育の検討状況を踏まえつつ、先取りした研修内容を開発。

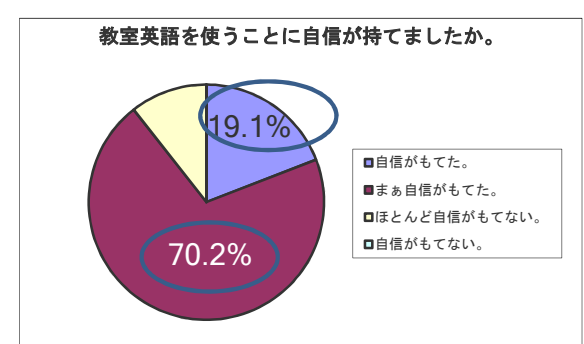
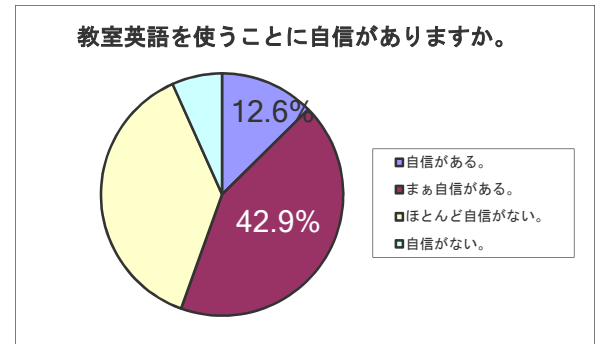
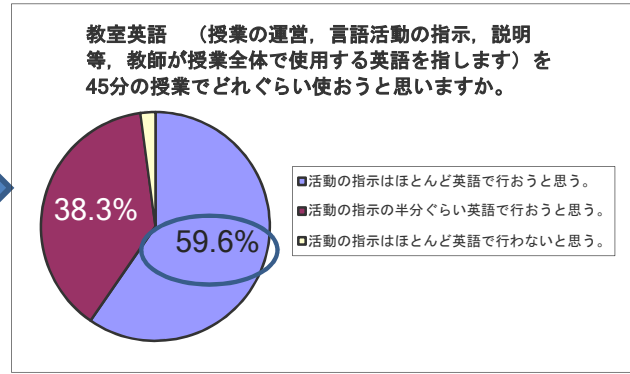
## 【現段階(授業実習期間)での効果<小学校>】

・集合研修1の受講前に「活動の指示はほとんど英語で行っている」教員は17.6%だったが、受講後に「活動の指示はほとんど英語で行おうと思う」教員は59.6%に大きく増加。さらに、集合研修1の受講前に「教室英語を使うことに自信のある、まあある」教員は、55.5%だったが、受講後に「教室英語を使うことに自信が持てた、まあもてた」教員は89.3%に大きく増加するなど、特に意識面での効果が見られる。

### 【研修前】



### 【研修後】



◆ **委託先のブリティッシュ・カウンシルのトレーナーの声**  
 小学校:「受講者の学ぼうという意欲、講座への熱心な参加態度は、日を追うごとにますます高まった。たとえ1週間でも、参加者の英語は格段に上達し、何よりも参加者自身がそれを体感したことは非常に意義深い。今後も「自立的な学習者」として、英語を学習していきたいというきっかけになった」。

◆ **参加者の声**  
 小学校:「5日間の研修、とても楽しく意義深いものだったと実感できました。すばらしいプログラム構成と、優秀な講師陣、そして熱意あふれる研修生との出会いに、たくさんの刺激をもらうことができました。焦らずに、自分のできることを地道にがんばっていかうと思いました。」

# 外部専門機関と連携した英語指導力向上事業の効果について(中・高等学校)

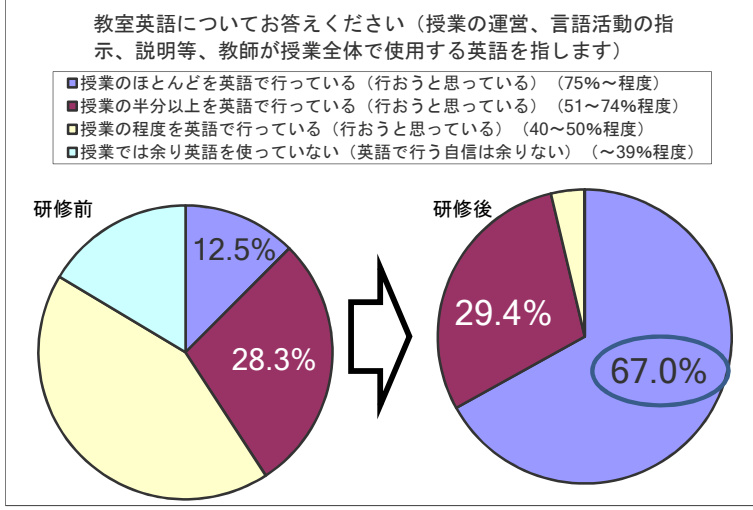
## 【現段階（授業実習期間）での効果＜高等学校の例＞】

・集合研修1の受講前に「授業のほとんどを英語で行っている」教員は33.3%だったが、受講後に「授業のほとんどを英語で行おうと思っている」教員は69.8%に大きく増加するなど、特に意欲面での効果が見られる。

## ◆ 参加者の声

・中学校:「様々な分野、場面における活動をご紹介いただけて、とても勉強になりました。今は『英語で英語の授業を行うことができる』ように思っています。がんばります。」  
 ・高等学校:「いろいろ考えて行ってきた実践が、本来あるべき授業とは違っていたり的外れだったりしたことが今回の研修を通してわかりました。これから根本的に考え方を転換し、今回学ばせていただいたことを有効に授業の中で活用していこうと思います。」

【中学校】



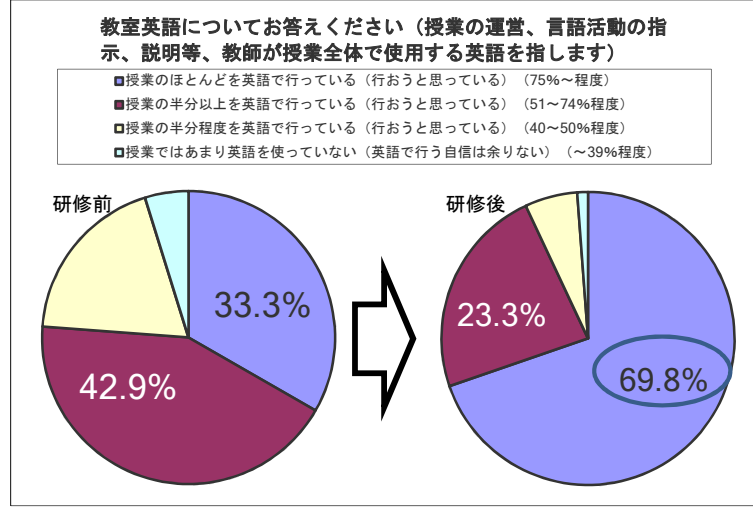
## ◆ 委託先のブリティッシュ・カウンシルのトレーナーの声

・中学校:「研修に向かう姿勢が熱心で前向きであり、研修で提示されたアイデアや言語活動を受け入れようとする気持ちも強い」  
 ・高等学校:「先生方は非常に熱心で、『変化をもたらしたい』という意欲が大きい。研修で紹介した指導方法について大変に興味を示し、参加者のやる気も大きい」  
 ☞ このような教員研修を行うことは、今後の指導における言語活動の高度化(発表, 討論, 交渉等)に向けた教員の英語力・指導力向上に資するもの。

## 【課題】

- ①一部の教員に、研修スキーム・目的・趣旨が共有されていない。  
→英語教育推進リーダーとしての役割を共有
- ②スピーキング能力に課題があり、今後の改善が必要。
- ③コミュニケーションを中心とした実践的な英語の授業の経験が乏しい教員に対する対応が必要(ICTを活用したものも含む)。
- ④研修の成果・効果測定⇒自己評価スキームを開発予定。

【高等学校】



## 【対応方針】(案)

- 来年度以降は、教育系大学、外部専門機関との連携強化による域内研修の充実・強化を図り、より効果的な成果還元を図る。
- ICTの活用も含めたより実践的な研修内容へ改善。
- 高等学校の言語活動の高度化に対応した研修プログラムを「免許法認定講習」や「更新講習」へ位置付けし、現職教員のキャリアアップや意欲向上につなげ地域の定着を図る。

# 外部専門機関との連携による英語指導力向上の取組における小学校教員の研修概要

## 小学校英語教育推進リーダー研修

## 従来の小学校外国語活動指導者養成研修

目的

- ・小学校英語教育の教科化を目指した英語指導力向上のプログラム開発

目標

- ・継続的な英語学習方法
- ・主体的に英語を学習する態度

受講者

- ・地域の英語教育の推進リーダーとなる小学校教員（200名）×5年

形態

- ・5日間×2（7月・11月）
- ・学校での実践
- ・カスケード  
集合研修※→実践→集合研修※  
→地域教員への研修（「研修実習」14時間程度）  
→講師（校内・地域）

すべて  
英語で実施

内容

- 講義と活動体験
- ・絵本の読みきかせ
  - ・歌・チャンツ ・教室英語
  - ・ALTとの打ち合わせに必要な表現
  - ・発音と綴りの関係
- 「聞く」「話す」に加え  
「読む」「書く」を追加
- ← 従来では実施されていない教科化に向けた内容

- ・指導法
- ・指導者としての技能

小学校教員

- ・中央集合研修
- ・カスケード

他教科等と関連した内容

- ・23年度より導入した外国語活動の確実な実施

- ・小学校における外国語活動の趣旨理解

- ・指導主事・中学校英語科教員（100名）

- ・3日間（10月）
- ・学校での実践
- ・カスケード  
集合研修→実践・研修における指導
- ・校内指導研修助言

- ・講義：外国語活動の趣旨・小中連携のあり方
- ・実践発表
- ・講義と活動体験：Hi, friends!をもとにした一単元の授業づくり
- ・講義：指導助言の仕方

英語力  
指導力  
評価

- ・研修開始前、英語力試験受験
- ・研修参加前、後の授業撮影ビデオ提出  
→トレーナーによる英語力・指導力の評価

その他

- ・集合研修がない期間、課題対応  
（集合研修を踏まえた授業実践の記録・オンライン教材での自己研修）
- ・受講者ネットワークを組織（オンライン・コミュニティ）
- ・研修前後の英語力・指導力評価方法の開発  
（ベンチマーク等を用いた自己評価・指導改善・事業改善）
- ・研修終了後、「英語教育推進リーダー」として認証

# 外部専門機関との連携による英語指導力向上の取組における中・高等学校教員の研修概要

## 中・高等学校英語教育推進リーダー研修

## 従来の中・高等学校外国語担当教員の研修

### 目的

- 生徒の4技能にわたる総合的なコミュニケーション能力を育成するための指導方法及び評価方法の習得

### 目標

- 英語で行うことを基本とする授業
- 生徒の英語による言語活動が中心となった授業

### 受講者

- 地域の英語教育の推進リーダーとなる高等学校教員（100名）

### 形態

- 集合研修：5日間×2回（5月・10月）
- 学校での実践
- カスケード方式  
〔集合研修1〕→〔授業実習〕→〔集合研修2〕  
→〔研修実習〕（域内教員への研修 14時間程度）  
※域内の教員対象の研修会等で講師を務める

### 内容

- [講義と実践]
- 授業運営のための教室英語の使い方
  - スピーキング、リーディング、リスニング、ライティングの教授法と実際の言語活動
  - コミュニケーション能力を育成するための教科書等の教材の効果的な活用法
  - 語い、表現、文法の指導法
  - 生徒の英語学習に対するモチベーションの向上

総合的なコミュニケーション能力を育成する指導法

### 英語力指導力評価

- 研修開始前に、4技能型英語力試験を受験 → 研修中に結果返却
- 研修開始前及び研修後の授業をビデオ撮影、提出  
→ 研修者自身による変容把握、トレーナーによるフィードバック
- 集合研修がない期間（授業実習及び研修実習期間中）は課題への取組  
→ 授業実習期間：集合研修を踏まえた授業実践及びその記録、オンライン教材で英語力向上のための自己研修

### その他

- 研修実習期間：研修実習計画書の作成、講師として研修の実施、実施した研修の自己評価
- 受講者ネットワーク（オンライン・コミュニティー）の構築による情報共有
- 研修前後の指導力評価方法の開発  
（ベンチマーク等を用いた自己評価・指導改善・事業改善）

- 学習指導要領の趣旨に沿った指導方法や評価方法の習得 等

- 高等学校学習指導要領「外国語」の趣旨理解とそれに基づく授業実践及び学習評価 等

- 研修ごとに異なる高等学校外国語科教員

- (例)
- 教育委員会主催：教育課程説明会（年1回、各校1名）、経験者研修（年数コマ、該当教員の悉皆研修）
  - 教育センター主催：英語教育に関する講座（年数回、希望研修）
  - 高等学校英語部会(任意団体)主催：講演、分科会（年1～2回、各加盟校から1名）

- (例)
- 研究授業に基づく授業研究
  - 実践事例紹介
  - 研究テーマに基づく実践発表と研究討議

### これまでの課題

- 参加した教員の研修成果を、他の教員や学校に対して普及していくことが極めて困難。
- 一部の教員しか研修に参加していない。
- 研修内容が単発的で系統だっていない。
- 実際の授業指導や学習評価に結び付く実践的な内容が少ない。

番号	都道府県名	拠点校					
		高等学校		中学校		小学校	
		学校数	学校名	学校数	学校名	学校数	学校名
1	北海道	1	北海道寿都高等学校	1	寿都町立寿都中学校	1	寿都町立寿都小学校
2	青森県	1	青森県立田名部高等学校				
3	岩手県	2	岩手県立福岡高等学校、岩手県立種市高等学校				
4	宮城県	9	宮城県白石高等学校、宮城県石巻高等学校、宮城県佐沼高等学校、宮城県涌谷高等学校、宮城県中新田高等学校、宮城県石巻西高等学校、宮城県仙台山高等学校、宮城県岩ヶ崎高等学校、宮城県仙台東高等学校				
5	秋田県	3	秋田県立大館国際情報学院高等学校、秋田県立由利工業高等学校、秋田県立大曲高等学校	3	能代市立能代第一中学校、男鹿市立男鹿東中学校、大仙市立大曲中学校		
6	山形県	1	山形県立鶴岡中央高等学校				
7	福島県	1	福島県立郡山高等学校	1	福島県耶麻郡猪苗代町立東中学校	1	福島県耶麻郡猪苗代町立緑小学校
8	茨城県	2	茨城県立太田第一高等学校、茨城県立竜ヶ崎第一高等学校				
9	栃木県	1	栃木県立石橋高等学校	2	下野市立南河内第二中学校、那須塩原市立三島中学校		
10	群馬県	1	群馬県立桐生女子高等学校				
11	埼玉県	2	埼玉県立豊岡高等学校、埼玉県立南稜高等学校	4	戸田市立戸田東中学校、入間市立豊岡中学校、熊谷市立熊谷東中学校、越谷市立光陽中学校		
12	千葉県	2	千葉県立成田国際高等学校、千葉県立松戸国際高等学校				
13	神奈川県	3	神奈川県立港北高等学校、神奈川県立大磯高等学校、神奈川県立相模原中等教育学校				
14	新潟県	2	新潟県立村上高等学校、新潟県立三条高等学校	2	村上市立村上第一中学校、燕市立吉田中学校	2	村上市立村上南小学校、燕市立吉田小学校
15	富山県	4	富山県立魚津高等学校、富山県立富山商業高等学校、富山県立高岡高等学校、富山県立砺波高等学校				
16	石川県	1	石川県立金沢錦丘高等学校	1	石川県立金沢錦丘中学校		
17	福井県	1	福井県立丹生高等学校	1	越前町立朝日中学校		
18	山梨県	3	山梨県立甲府第一高等学校、山梨県立甲府昭和高等学校、山梨県立都留興譲館高等学校				
19	長野県	2	長野県長野西高等学校、長野県上田築谷丘高等学校	2	長野県長野市立西部中学校、長野県上田市立第三中学校		
20	岐阜県	1	岐阜県立吉城高等学校				
21	静岡県	2	静岡県立沼津西高等学校、静岡県立池新田高等学校				
22	愛知県	3	愛知県立津島高等学校、愛知県立刈谷北高等学校、愛知県立豊橋東高等学校	1	愛知県新城市立東郷中学校		
23	滋賀県	1	滋賀県立膳所高等学校				
24	京都府	3	京都府立山城高等学校、京都府立西乙訓高等学校、京都府立東舞鶴高等学校				
25	兵庫県	5	兵庫県立国際高等学校、兵庫県立明石城西高等学校、兵庫県立明石西高等学校、兵庫県立加古川西高等学校、兵庫県立網干高等学校	1	国立大学法人兵庫教育大学附属中学校	1	国立大学法人兵庫教育大学附属小学校
26	奈良県	2	奈良県立桜井高等学校、奈良県立高取国際高等学校	3	明日香村立聖徳中学校、御所市立葛中学校、奈良市立平城西中学校	4	明日香村立明日香小学校、御所市立葛小学校、奈良市立神功小学校、奈良市立右京小学校
27	和歌山県	1	和歌山県立那賀高等学校	2	有田市立箕島中学校、和歌山市立伏虎中学校	2	有田市立港小学校、和歌山市立城北小学校
28	鳥取県	1	鳥取県立米子西高等学校				
29	島根県	1	島根県立松江北高等学校				
30	岡山県	2	岡山県立岡山操山高等学校、岡山県立勝山高等学校	1	総社市立昭和中学校		
31	広島県	1	広島県立神辺旭高等学校				
32	山口県	1	山口県立山口高等学校	2	美祿市立伊佐中学校、周南市立熊毛中学校	3	下関市立勝山小学校、山口市立白石小学校、光市立室積小学校
33	徳島県	1	徳島県立城ノ内高等学校	2	徳島県立城ノ内中学校、石井町立石井中学校		
34	福岡県	3	福岡県立福岡魁誠高等学校、福岡県立春日高等学校、福岡県立八女高等学校				
35	熊本県	1	熊本県立熊本西高等学校				
36	宮崎県	2	宮崎県立宮崎南高等学校、宮崎県立飯野高等学校	2	宮崎市立本郷中学校、えびの市立加久藤中学校		
37	鹿児島県	1	鹿児島県立川内高等学校				
38	京都市	2	京都市立西京高等学校、京都市立紫野高等学校	1	京都市立東山泉中学校	1	京都市立東山泉小学校
39	堺市			1	堺市立美原中学校	2	堺市立黒山小学校、堺市立城山台小学校
		76		33		17	

採択件: 39件  
研修協力校: 126校

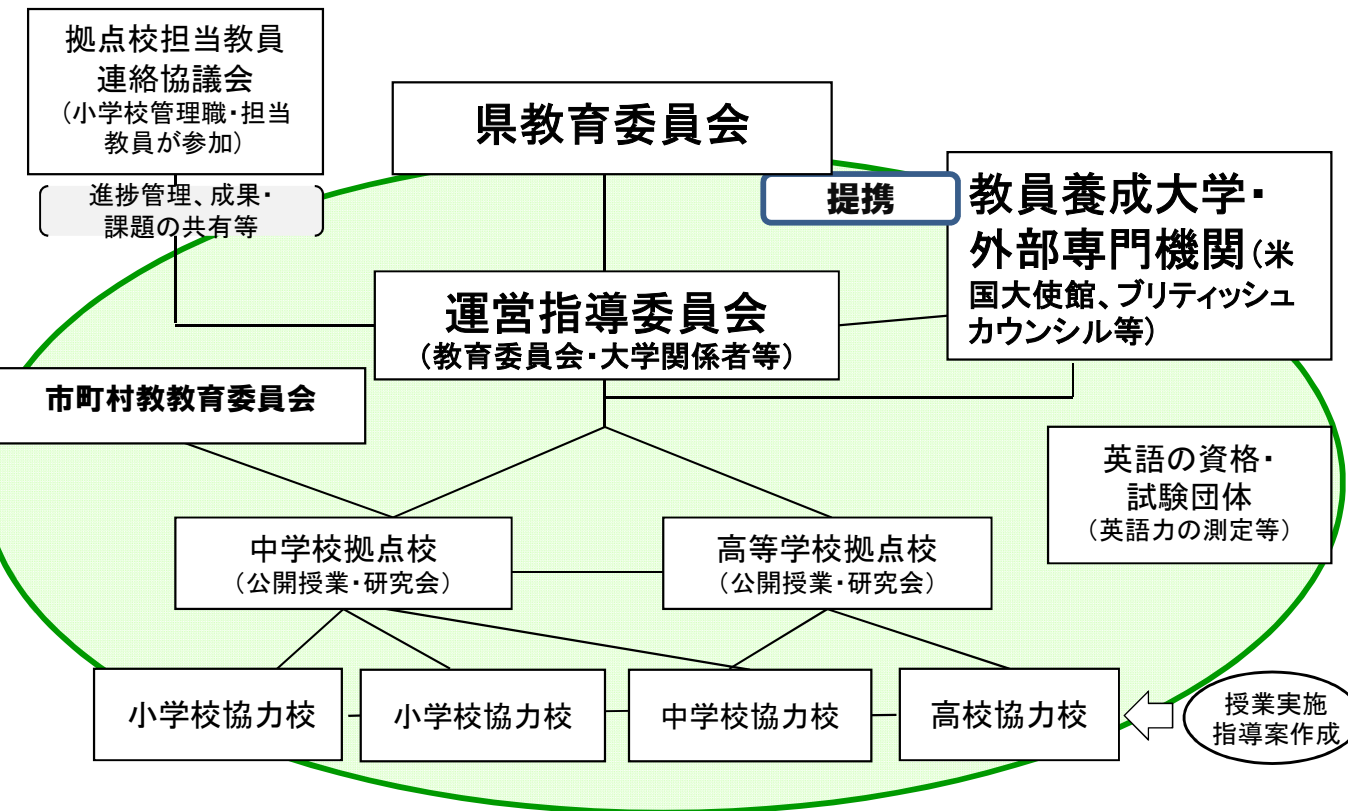
【研修協力校とは】

○指導改善の方向性や成果の確認のために、授業公開を求める学校

○フォローアップを実施

# 域内研修イメージ-地域における大学等と連携した英語指導力向上の取組- (例)

国による中央研修後、各都道府県ごとに大学・外部専門機関等と連携体制を構築し5年間で全教員を研修



## [大学等との連携]

○教育委員会が現場と大学をつなぐ役割を担い、域内の状況やニーズ、学習指導要領の趣旨等について共有し効果的な研修を開発・実施。

○運営指導委員会を中心に、大学等と連携し、専門性を生かした小・中・高校の現職教員向け研修プログラムの開発・充実  
(例)

- ・小学校英語教科化に向けた内容  
(「聞く」「話す」に加え「読む」「書く」を指導)
- ・小中連携によるカリキュラムづくり
- ・英語で行う授業における指導法(小・中・高)
- ・話すことや書くことに係る評価の工夫(中高)
- ・ALT等ネイティブによるティーム・ティーチングの実践研究  
等

## [各県における目標管理設定・評価の実施]

○教員委員会において、次のような目標設定を行い毎年フォローアップ。

(例)

- ・外部試験活用による英語力向上(教員・生徒)
- ・学習到達目標(CAN-DOリスト)策定状況(%)
- ・パフォーマンス評価実地状況
- ・生徒の英語による言語活動時間の割合
- ・教員の英語使用状況の割合
- ・学校の指導体制の整備  
(域内・校内研修体制、担当教科主任の配置など)

## 国による中央研修と関連付けた域内研修

- 中央研修に参加した「英語教育推進リーダー」が地域における教員の英語力・指導力向上を図る新たな研修プログラムを企画・実施。
- ICTによる自己学習教材の開発・配信。
- 現職教員の「免許更新講習」や「免許法認定講習」へ位置付けていくよう奨励。

# 小学校外国語における指導者(イメージ)

## 専科指導を行う教員の役割 ① (学級担任を持ちながら高学年の外国語授業を実施)

- ①年間指導計画立案(目標、指導内容、活動、評価方法)  
他教科等と連携した授業実施
- ②教材準備
- ③児童に自ら発話するよう働きかけ  
児童のつまずきに気づき、適切なサポート
- ④様々な国の習慣や文化等への理解を促す
- ⑤児童のコミュニケーションを図ろうとする関心・  
意欲・態度や国際理解の面を評価

## 専科指導を行う教員の役割 ② (小学校教員で担任を持たず高学年の外国語授業を実施)

- ①年間指導計画立案(目標、指導内容、活動、評価方法)
- ②教材準備
- ③児童に自ら発話するよう働きかけ
- ④様々な国の習慣や文化等への理解を促す
- ⑤児童のコミュニケーションを図ろうとする関心・  
意欲・態度や国際理解の面を評価

## 学級担任の役割

- ①年間指導計画立案 (目標、指導内容、活動、評価方法)
- ②ALT等と協力して教材等を準備、授業を進行
- ③児童のつまずきに気づき児童が自信を持って  
発話できるよう、きめ細かくサポート
- ④児童のコミュニケーションを図ろうとする関心・  
意欲・態度や国際理解の面を評価

※小学校高学年:教科型・週3コマ程度で検討中

【現状】小学校における英語の専科を行う学校の割合:5年:5.8%,6年6.2%  
小学校教員における中学校の英語免許状保有者:4.1%(約1.6万人)  
※他の教科と持ち合いで時間を確保・調整

①の例(岐阜県高山市)  
・中学校英語免許を持つ教員が学級担任を持ちながら5、6年生の3学級を担当。理科、社会、音楽などは他の専科教員が持ち合いで調整。

②の例(島根県江津市)  
・中学校英語免許を持つ教員が担任を持たず、5、6年生の9学級の外国語活動と音楽を担当。

## 学級担任の役割

- ・児童のつまずきに気づき、適切なサポート
- ・年間指導計画立案支援、及び他の教科等と連携した授業実施

連携

## 外国語指導助手(ALT) または 英語に堪能な地域人材)の役割

- ①教員と協力して教材を準備
- ②様々な国の習慣や文化等を伝える
- ③ネイティブとして話し聞かせる
- ④児童に自ら英語で発言するよう働きかけ
- ⑤評価への協力 等

※現状として、⑤は全てのALT等が対応可能ではない。

チーム・  
ティーチング

※小学校中学年:活動型・週1~2コマ程度で検討中

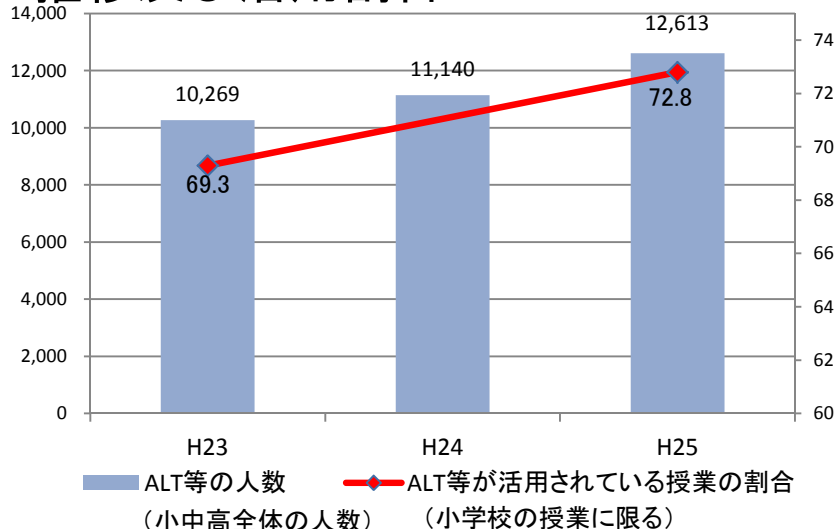
現状:ALT等の活用時数 56%

12000人(うちJET:約4000人)



# (参考)ALT等の外部人材の活用について

## ◇小・中・高におけるALT等の人数の推移及び活用割合



## ◇小学校におけるALTの雇用形態の変容

	JETプログラム	直接任用	派遣契約	請負契約	その他のALT
H25	2,501 (▲2%)	2,159 (+26%)	1,623 (+3%)	2,504 (+9%)	1,574 (+430%)
H24	2,560 (+14%)	1,710 (+15%)	1,571 (+7%)	2,298 (+12%)	366 (▲42%)
H23	2,250	1,490	1,469	2,051	630

(ALT等が参加する事業時間数÷総授業時間数)

※()内の数値は対前年度比。

※「その他のALT」とは、地域人材のネイティブ・スピーカーなどが含まれる。

※直接任用は、地域のネイティブ・スピーカーや英語が堪能な日本人の任用、姉妹都市を通じた交流などがみられる。

## ◇これまでの小学校外国語活動の成果・課題と今後の方向性(案)

### 成果

- 担任とのチーム・ティーチングによる指導の充実
- ALTによる英語ふるさと教材などの開発
- 他教科の授業にALTが参加することによる国際化・異文化理解の促進

### 課題

- 地方自治体における財政負担
  - 指導力・日本語能力等の質の向上
  - 参加者に対する日常生活サポートの負担軽減
  - 教員との打合せや研修時間の確保
  - 地域間の格差の是正  
(半年に1回程度しかALTが来ない学校からALTが常駐する学校もある。)
- ⇒質・量の確保が必要不可欠

### あるべき姿

- 児童生徒がネイティブスピーカーの英語に触れる機会の増加  
・全小学校2万1千校へALTを配置(5年間で+9,000人)
- ALT等の外部人材の活用促進
- 学級担任の教員とのより効果的なチーム・ティーチングの実施
- ALT等の指導力向上のための研修等の充実

# JETプログラムについて(JET:The Japan Exchange and Teaching)

JETプログラム(語学指導等を行う外国青年招致事業)では、平成25年度までで計5万8千人の外国人が、外国語指導助手(ALT)、国際交流員(CIR)やスポーツ国際交流員(SEA)として職務に従事。我が国の「内なる国際化」の進展に寄与。

- 1987年に開始された、地方公共団体が総務省、外務省、文部科学省及び(財)自治体国際化協会(CLAIR)の協力の下に、外国人青年を招致する事業。
- 各地で、外国語指導助手(ALT)、国際交流員(CIR)、スポーツ国際交流員(SEA)として活躍。
- 外国語教育の充実、地域レベルの国際交流、地域の国際化等に貢献。



■ **実績:平成26年までに、参加した国は63ヶ国、招致者数は累計約6万1千人。**

平成25年度は合計4,476名を招致(うち、新規招致者数は1,574名)。

米国2,457名(新規947名)、カナダ495名(新規194名)、英国383名(新規156名)、豪州315名(新規127名)、ニュージーランド255名(新規100名)

■ **JETAA(JET経験者の同窓会組織):15ヶ国に52支部、会員数約2万4千人。**

我が国と母国との友好関係促進のために、地元で日本や日本文化について紹介したり、日本語教室などを開催したりするほか、JETプログラムの新規参加者への出発前の情報提供、帰国後の就職支援など多彩な活動を行っている。

(平成26年7月1日現在) ※括弧内は前年比

区分	新規招致者	昨年度からの継続	計
外国語指導助手(ALT)	1,574人	2,527人	4,101人(+101)
国際交流員(CIR)	152人	212人	364人(+3)
スポーツ国際交流員(SEA)	0人	11人	11人(+0)
計	1,726人(+152)	2,750人(+39)	4,476人(+12)

# JETプログラムに係る地方財政措置について

## 背景

学習指導要領では、外国語の授業において、児童生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、ネイティブ・スピーカーなどの協力を得て、チーム・ティーチングなどの授業を積極的に取り入れ、児童生徒のコミュニケーション能力を育成するとともに、国際理解を深めるようにすること等、指導体制等の工夫が求められている。

また、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」では、平成30年度から段階的に小学校における英語教育の開始時期の早期化、教科化、授業時数増等を実施する方向で検討しており、開始時期の早期化や授業時数増に伴い、外国語指導助手(ALT)が教員を補助する授業コマ数も増加する予定

## <従来(平成25年度まで)>

### ◎JETプログラム

外国語教育の充実と地域レベルの草の根の国際交流の進展を図り、諸外国との相互理解を増進するとともに、わが国の国際化の促進に資することを目的とし、語学指導等を行う外国青年を招致。

<平成25年度実招致人数: 4, 372人>

※報酬、旅費等の必要な経費について、地方財政措

### <課題1> JET招致人数の伸び悩みの一因

JET青年に対する生活面でのサポート体制構築が必ずしも十分ではない

### <課題2> 教育現場でのJET-ALTの課題

学校側との円滑なコミュニケーションが必ずしも十分でなく、JET-ALTの能力が最大限には発揮されていない

## <改正(平成26年度から)>

### 【JETプログラムに必要な経費について、引き続き、地方財政措置】

(平成26年度地方財政措置額: 300億円程度)

JET青年1人あたり590万円を地方財政計画に計上

<市町村(標準団体規模10万人)>

単位費用: 118万円 (590万円×20%) ※一律の措置

補正係数: 472万円 (590万円×80%) × JET青年実人員

### 【JETプログラムコーディネーターの配置(新規)】

(26年度地方財政措置額: 約10億円程度)(上記300億円の内数)

JET-ALTの地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援するための人材であるコーディネーターの活用に関する経費について、地方交付税措置

## JETコーディネーターについての考え方

- ・1週あたり20時間(※)の職員を、おおむねJET青年10名あたり1名程度配置することが可能な規模を措置(全国計450名程度)。(※JET-ALT来日時に生活支援業務が繁忙になる等、年間を通じてばらつきあり。) <1名あたり単価 220万円(週3日7h勤務 @2, 000円/h)>
- ・コーディネーターの主な業務内容は、JET青年の地域における生活や、日本人教師とのコミュニケーションの円滑化、教育現場における能力発揮、地域活動への積極的参加を始めとする地域レベルでの草の根の国際交流を支援。
- ・平成26年度は、都道府県(出先機関等を含む)に配置されたコーディネーターが、都道府県内のJET青年(都道府県招致+市町村招致)を担当することを想定。

# 外国語指導助手（ALT）の任用・契約形態別人数と外国語の授業等における活用率

## ALTの任用・契約形態別人数

校種／形態	JET プログラム	直接任用	労働者 派遣契約	請負契約	その他	合計
小学校 (小学校のみ)	2,043人 (217人)	1,741人 (810人)	981人 (505人)	1,653人 (1,001人)	1,317人 (1,064人)	7,735人 (3,597人)
中学校 (中学校のみ)	2,275人 (458人)	1,251人 (418人)	1,065人 (642人)	1,492人 (851人)	465人 (257人)	6,548人 (2,626人)
高等学校 (中学校等と兼務)	1,455人 (91人)	441人 (16人)	127人 (2人)	290人 (15人)	115人 (10人)	2,428人 (134人)
<b>計</b> ※兼務を除く純人数	<b>3,906人</b> (31.0%)	<b>2,543人</b> (20.2%)	<b>1,722人</b> (13.6%)	<b>2,781人</b> (22.0%)	<b>1,661人</b> (13.2%)	<b>12,613人</b>

※平成25年度「英語教育実施状況調査の結果より(括弧外の数値は、小中高で重複あり)

## ALTの活用率

各学校段階における外国語の総授業時数に占めるALTとチーム・ティーチングを行った授業時数の割合を示す。

	小学校5、6年生	中学校	高等学校
ALTの外国語の授業における活用率	<b>57.9%</b>	<b>21.4%</b>	<b>8.5%</b>

出典:「英語教育実施状況調査」(H25年)より【平成25年計画】  
(高等学校は、普通科等に限る)

# 外国人教員の登用について

	根拠法令	教授	手続	件数	
①外国において授与された免許状を有する者等の特例に基づく相当免許状の授与(※1)	教育職員免許法第18条	教科の領域 全て	都道府県教育委員会による教育職員検定(※3)	163件	(英語, 平成19年～24年合計)
②特別免許状の授与(※2)	教育職員免許法第4条, 第5条			34件	
③特別非常勤講師の届出	教育職員免許法第3条の2	教科の領域の一部に係る事項	任命・雇用する者による都道府県教育委員会への届出	3, 176件 (平成23年度, 英語の領域, ※外国人に限らない)	

※1 外国において授与された免許状を所有する者や外国の学校を卒業・修了した者については、教育職員検定に基づき、相当の免許状を授与することが可能となっている。

※2 任命・雇用する者の推薦に基づき、相当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者へ特別免許状を授与することが可能となっている。(授与を受けた都道府県内でのみ使用可能)

※3 教育職員検定は、受験者の人物、学力、実務及び身体について、授与権者である都道府県教育委員会が行うこととなっており、手続の詳細は都道府県教育委員会規則等で定められている。(教育職員免許法第6条, 第20条)

## 【参照条文:教育職員免許法】

(効力)

**第九条** 普通免許状は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、すべての都道府県(中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあつては、国立学校又は公立学校の場合を除く。次項及び第三項において同じ。)において効力を有する。

2 特別免許状は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

3 臨時免許状は、その免許状を授与したときから三年間、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。